平成24年5月1日告示第131号

改正

平成25年8月1日告示第254号 平成27年4月21日告示第196号 令和2年3月31日告示第161号

石巻市震災復興推進会議設置要綱

(設置)

第1条 石巻市震災復興基本計画の進行管理及び復興に関する市民各層の意見、要望等を 聴取するため、石巻市震災復興推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 推進会議は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 地域において活動する団体から推薦された者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第3条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

- 第4条 推進会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。
- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進会議の会議は市長が招集する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、復興政策部復興政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にか かわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成25年8月1日告示第254号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月21日告示第196号)

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第161号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。